

大学図書館近畿イニシアティブ運営委員会（第4回）議事

平成21年3月25日（水）メール回議

回答期限：3月27日（金）午後5時

I 協議事項

1. 運営要綱等の改定（案）

- ・大学図書館近畿イニシアティブ運営要綱（改定案） 【資料1】 (p. 1-2)
- ・能力開発専門委員会設置要項（改定案） 【資料2】 (p. 3)
- ・広報・Web 専門委員会設置要項（改定案） 【資料3】 (p. 4)
- ・運営委員長館が未選出である期間の運営委員会の運営に係る申し合わせ（案）
. 【資料4】 (p. 5)
- ・専門委員会主査が未選出である期間の専門委員会の運営に係る申し合わせ（案）
. 【資料4】 (p. 5)
- ・近畿イニシア組織構成図（改定案） 【資料5】 (p. 6)

参考

- ・設置要項改定案 説明 【資料6】 (p. 7-9)

大学図書館近畿イニシアティブ運営要綱（改訂案）

平成 21 年 3 月 日 改訂

平成 19 年 4 月 1 日 改訂

平成 18 年 9 月 21 日 改訂

平成 17 年 6 月 21 日 制定

（趣 旨）

第 1 条 国立大学図書館協会近畿地区協会、公立大学協会図書館協議会近畿地区協議会、私立大学図書館協会西地区部会京都地区協議会及び同阪神地区協議会は、近畿地区の大学図書館（大学共同利用機関等を含む、以下同じ）において、国公私立の設置形態を超えて共同で実施することが適当な事業等を行うため、近畿地区の大学図書館の連携・協力組織として、「大学図書館近畿イニシアティブ」（以下、「近畿イニシア」という。）を組織する。

（事 業）

第 2 条 近畿イニシアは、次の各号~~平語~~の事業等を実施する。

- （1）近畿地区の大学図書館のために共同で実施することが適当な事業
- （2）近畿イニシアの活動に関する広報
- （3）その他、運営委員会において合意した事業

（運営委員会）

第 3 条 近畿イニシアの審議意思決定の場として、運営委員会を設置する。

（運営委員会の構成）

第 4 条 運営委員会は、国立大学図書館協会近畿地区協会が選出する 3 館、公立大学協会図書館協議会近畿地区協議会が選出する 2 館、私立大学図書館協会西地区部会京都地区協議会が選出する 2 館 ~~及びならびに~~同阪神地区協議会が選出する 2 館（以下、「委員館」という。）をもって構成する。

2 委員館が欠ける場合は、速やかに後任の委員館を選出するものとする。

~~3 委員館の任期は、6 月 1 日から翌々年の 5 月 31 日までの 2 年とし、する。ただし、再任を妨げない。ただし、後任補欠の委員館の任期は、前任館者の残任期間とする。~~

~~4 委員館は運営委員各 2 名を選出するものとする。~~

~~5 第 6 条第 3 項に定める専門委員会の主査は運営委員会に出席し、専門委員会の活動内容の報告及び事業企画案の提案を行なう。~~

（委員長）

第 5 条 運営委員会に委員長を置き、委員館の互選により選出された委員長館が指名する代表者をもって充てる。

2 委員長は、必要に応じて運営委員会を招集し、議事を統括する。

3 委員長館の任期は、委員館としての任期と同一とする。ただし、再任を妨げない。

~~（開催）~~

~~第 6 条 運営委員会は、必要に応じて開催する。~~

（専門委員会）

第 ~~6 条~~ 運営委員会は、事業等の企画及び実施の必要に応じ、専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会は、運営委員会で決定する担当委員館 2 館から指名される各 1 名の専門委員と、その他の専門委員で構成する。

3 専門委員会に主査を置く。主査は、専門委員の互選により選出~~専門委員会を招集し、議事を統括~~する。

4 主査は、専門委員会を招集し、議事を統括~~の互選により選出~~する。

~~5 専門委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。~~

~~5 6~~ その他、専門委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

（監事館）

第~~7~~~~8~~条 近畿イニシアに、監事館2館を置く。

2 監事館は、委員館のうち、委員長館の所属する地区協（議）会とは異なる2地区協（議）会から各1館を選出する。

3 監事館は、近畿イニシアの会計を監査し、監査結果を運営委員会に報告する。

4 監事館の任期は、委員長館と同一の期間とする。

（賛助会員）

第~~8~~~~9~~条 近畿イニシアに、賛助会員を設ける。

2 賛助会員は、近畿イニシアの活動に賛同する個人もしくは団体等で、会員になるにあたっては申込みに基づいて運営委員会において承認を得るものとの可否を審議する。

3 賛助会員は、運営委員会が別に定めるところにより近畿イニシアの活動や事業に参加することができる。

4 近畿イニシアは、必要に応じて賛助会員の周知を図る。

5 その他、賛助会員についての必要な事項は、運営委員会において別に定める。

（寄付）

第~~9~~~~10~~条 近畿イニシアは、近畿イニシアの活動に賛同する個人もしくは団体等からの寄付を受けすることができる。

（事務局）

第~~10~~~~11~~条 運営委員会の事務局は、委員長館に置く。

（改 廃）

第~~11~~~~12~~条 運営要綱の改廃には、運営委員会で委員館の三分の二以上の賛成を必要とする。

（その他）

第~~12~~~~13~~条 その他、運営委員会の運営に必要な事項は、運営委員会が別に定める。

（附 則）

1. この要綱は、平成17年6月21日から施行する。

2. 第4条第2項の規定にかかわらず、最初の委員館の任期は平成19年3月31日までとする。

3. この要綱は、平成18年7月1日から施行し、平成18年4月1日に遡って適用する。

4. この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

5. この要綱は、平成21年3月 日（改訂日）から実施する。

6. 平成19-20年度の運営委員会委員の任期は平成21年5月31日までとする。

能力開発専門委員会設置要項（改定案）

平成 21 年 3 月 日 改訂

平成 17 年 6 月 21 日 運営委員会決定

（趣 旨）

第 1 条 「大学図書館近畿イニシアティブ運営要綱」（平成 17 年 6 月 21 日制定）（以下、「運営要綱」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき 7 条に定める専門委員会として、近畿地区大学図書館職員の資質向上のために必要と思われる研修等の能力開発事業（以下、「能力開発事業」という。）の企画及び実施等にあたることを目的とした、~~た~~、「能力開発専門委員会」（以下、「専門委員会」という。）を設置する。

（担当事項）

第 2 条 専門委員会は、下記の事項を担当する。

- （1）能力開発事業の企画および開発
- （2）能力開発事業の実施
- （3）その他、能力開発に関する事項

（専門委員）

第 3 条 運営要綱第 6 7 条第 2 項に定めるその他の専門委員は、国立大学図書館協会近畿地区協会、公立大学協会図書館協議会近畿地区協議会、私立大学図書館協会西地区部会京都地区協議会及び
ならびに同阪神地区協議会が選出する各 2 館の専門委員館から指名される各 1 2 名とする。
2 専門委員が欠ける場合は、速やかに後任の委員を選出するものとする。
3 専門委員の任期は、6 月 1 日から翌々年の 5 月 31 日までの 2 年とし、再任を妨げない。
ただし、後任補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（ワーキンググループ）

第 4 条 事業の企画及び実施上の必要に応じて、専門委員会の下にワーキンググループを設置することができる。

附 則

1. この要項は、平成 17 年 6 月 21 日から実施する。
2. 運営要綱第 7 条第 5 項の規定にかかわらず、第 7 条第 2 項に定める専門委員の最初の任期は平成 19 年 3 月 31 日までとする。
3. この要項は、平成 21 年 3 月 日（改訂日）から実施する。
4. 平成 19 - 20 年度の専門委員の任期は平成 21 年 5 月 31 日までとする。
5. 第 3 条第 2 項の定めにかかわらず、必要に応じて平成 21 年 6 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までの任期の委員をおく。

広報・Web 専門委員会設置要項（改定案）

平成 21 年 3 月 日 改訂

平成 21 年 3 月 13 日 改訂

平成 18 年 1 月 24 日 運営委員会決定

（趣 旨）

第 1 条 「大学図書館近畿イニシアティブ運営要綱」（平成 17 年 6 月 21 日制定）（以下、「運営要綱」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき 7 条に定める専門委員会として、大学図書館近畿イニシアティブが行う活動及び事業に関する広報及び Web の活用に関する事項等に当たることを目的とし た、「広報・Web 専門委員会」（以下、「専門委員会」という。）を設置する。

（担当事項）

第 2 条 専門委員会は、下記の事項を担当する。

- (1) 広報活動の企画
- (2) 広報活動の実施
- (3) Web の活用

（専門委員）

第 3 条 運営要綱第 6 7 条第 2 項に定めるその他の専門委員は、国立大学図書館協会近畿地区協会、公立大学協会図書館協議会近畿地区協議会、私立大学図書館協会西地区部会京都地区協議会 及びならびに 同阪神地区協議会が選出する 各 1 館の専門委員館から指名される 各 1 名とする。

2 専門委員が欠ける場合は、速やかに後任の委員を選出するものとする。

3 専門委員の任期は、6 月 1 日から翌々年の 5 月 31 日までの 2 年とし、再任を妨げない。ただし、後任補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

1. この要項は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。
2. この要項は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。
3. 第 3 条の規定にかかわらず、平成 21 年度の委員は平成 20 年度に選出された委員が担当する。
4. 平成 20 - 21 年度の専門委員の任期は平成 22 年 5 月 31 日までとする。

申し合わせ事項

平成21年3月 日 運営委員会決定

運営委員長館が未選出である期間の運営委員会の運営に係る申し合わせ（案）

本申し合わせは、運営委員長館が未選出である期間の運営委員会の運営について定める。

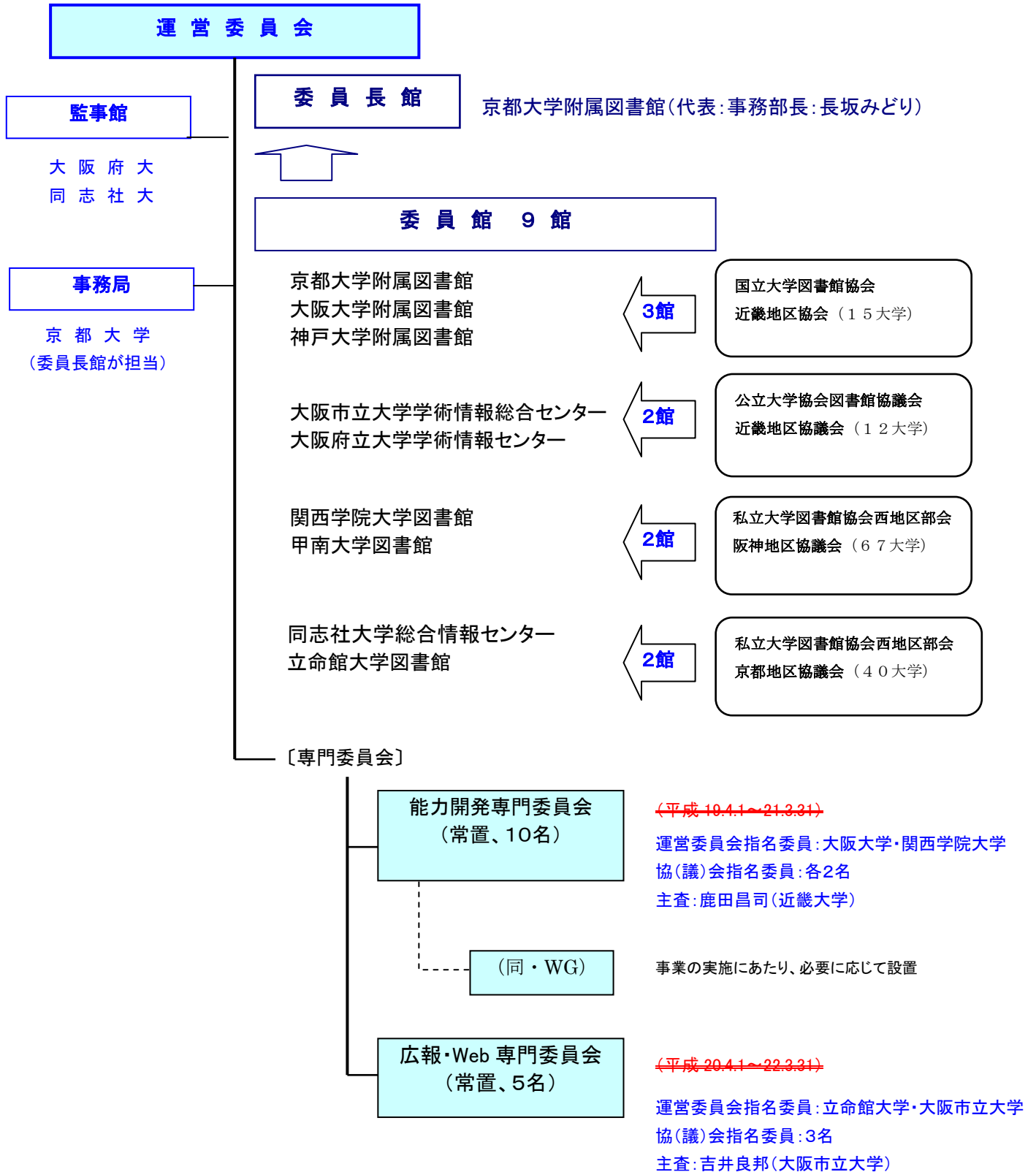
1. 運営委員会は、次期運営委員会の運営委員長館が選出されるまでの期間、その職務を代行する運営委員長館代行を選出することができる。
2. 前項に定める運営委員長館代行を選出できない場合は、前期の運営委員長館がその役割を担う。

専門委員会主査が未選出である期間の専門委員会の運営に係る申し合わせ（案）

本申し合わせは、専門委員会主査が未選出である期間の専門委員会の運営について定める。

1. 各専門委員会は、次期専門委員会の主査が選出されるまでの期間、その職務を代行する専門委員会主査代行者を選出することができる。
2. 前項に定める専門委員会主査代行を選出できない場合は、前期の主査あるいは運営委員会選出の専門委員がその役割を担う。

「大学図書館近畿イニシアティブ」(近畿イニシア)組織構成図
 (平成19年4月1日～平成21年3月31日現在)



■ 1. 委員の任期変更

委員の任期が4～3月であったものを6～5月に変更します（運営委員会では7～6月ということでしたが、当面のスケジュールを検討した結果（■10・11を参照）、6～5月への変更として提案します）。

- ・運営委員会委員 第4条第~~3~~項（改訂）
- ・能力開発専門委員 第3条第~~3~~項（追加）
- ・広報・Web専門委員 第3条第~~3~~項（追加）

■ 2. 現委員の任期延長

委員の任期が4～3月であったものを6～5月に変更する（運営委員会では7～6月ということでしたが、交替スケジュールを検討した結果（■10・11を参照）、6～5月への変更として提案します）ことに伴い、現委員の任期を延長します。

- ・運営委員会委員 附則6（追加）
- ・能力開発専門委員 附則4（追加）
- ・広報・Web専門委員 附則4（追加）

■ 3. 後任の委員の選出

補欠の選出時期、説明が欠けているとご指摘がありました。このことについて、委員館が欠ける場合は「補欠」を選出するのではなく「後任」の委員を速やかに選出する旨の規定を追加しました。また、専門委員の「補欠」についても同様に「後任」の選出に関する規定に修正しました。

- ・運営委員会委員 第4条第2項（追加）
- ・能力開発専門委員 第3条第2項（追加）
- ・広報・Web専門委員 第3条第2項（追加）

■ 4. 残任期間

補欠後任の委員の残任期間に関する規程を整備しました。このことにより、各協（議）会での選出期間が例えば4～3月である場合でも、4～5月は前委員の残任期間、6～3月は委員の任期、翌年4～5月は後任の委員（現委員の残任期間）と解釈することができるため、運営委員会を継続して運営できるようになります。

- ・運営委員会委員 第4条第~~3~~項（追加）
- ・能力開発専門委員 第3条第~~3~~項（追加）
- ・広報・Web専門委員 第3条第~~3~~項（追加）

■ 5. 運営委員の選出人数明記

現在の要綱に運営委員の選出人数に関する規程がないことから追加します。

- ・運営委員会委員 第4条第~~4~~項（追加）

■ 6. 能力開発専門委員の半数改選

能力開発専門委員主査から運営委員会でご提案のあった、研修事業の円滑な引継ぎのための委員の半数改選について追加しました。ただし、各協（議）会での選出事情

もあり、一律に実施することは難しいので、[附則に「必要に応じて」1年間の任期の委員を定めています。\(→ 来年度は、能力開発専門委員会委員の半数と広報・Web専門委員会委員全員の改選となります\)](#)

- ・能力開発専門委員 附則5 (追加)

■ 7. 専門委員選出方法

現在の専門委員選出方法は、各協（議）会が個人を選出しています。このことについては、人事異動等があった場合の対応が難しくなるとのご指摘が運営委員会でもありましたので、各協（議）会が専門委員館を選出することとし、選出された館が専門委員を選出することとしました。

- ・能力開発専門委員 第3条第1項 (改訂)
- ・広報・Web 専門委員 第3条第1項 (改訂)

■ 8. 委員長不在時の対応

運営委員会は運営委員会委員長が招集し議事を統括することになっていますが、次期の運営委員会開催前に運営委員長館を決めることが難しいため、次の申し合わせを提案いたします。

■ 9. 専門委員会主査不在時の対応

各専門委員会は、主査が招集し議事を統括することになっていますが、次期の専門委員会開催前に主査を決めることが難しいため、次の申し合わせを提案いたします。

なお、専門委員会主査は個人を選出しているため、主査が異動した際の引継ぎに支障を来す可能性があることから、その代行として運営委員会選出の専門委員を充てることとしました。

■ 10. 当面のスケジュール

4月1日 人事異動による各委員会の名簿更新、ML（メーリングリスト）更新

*次期運営委員・専門委員会委員は、選出され次第、任期前ですが、情報共有のため、MLに追加します。

5月上旬 第1回運営委員会日程調整（6月上旬開催予定）

6月1日 次期体制にMLを更新（前期の委員をMLから削除）

6月上旬 第1回運営委員会

- ・運営委員長館選出、監事館選出、運営委員会が選出する専門委員選出
- ・運営委員会に出席する専門委員会主査は、主査代行

（6月上旬以降）各専門委員会開催 → 主査選出

*担当者交替に関する情報は、判明次第速やかに事務局（京都大学附属図書館総務課企画・広報グループ（kikaku）、あるいは、メーリングリスト [initia](#), [ini-koho](#), [ini-noryoku](#)）へお名前、所属大学、役職、連絡先電話番号、メールアドレス をお知らせください。

■ 11. 7～6月の任期を6～5月に変更した理由

4月以降、次期運営委員会等の発足までの期間、人事異動により前任者の残任期間3ヶ月（だけ）引き継いで委員に就任することは、本人にとっても委員会にとっても

負担が大きく、委員会の運営に係る事項について実質的な協議もおこなえない。このような期間はできるだけ短い方がよい。

第3回運営委員会では、運営委員長館、専門委員会主査選出のため、1ヶ月程度の期間は必要と考えていましたが、申し合わせにより「代行」(■9・10)を選出すれば、委員会の実務に支障が生じないと思われましたので、残任期間が短くなるようにしました。

■ 1 2. 文章の整理

次の事項について文章を整理した。なお、条文の番号の修正は記載を省略した。

- ・運営委員会委員 第2条第1項(改訂)
- ・運営委員会委員 第3条(改訂)
- ・運営委員会委員 第4条第1項(3行目)
- ・運営委員会委員 第4条第3項(2行目)
- ・運営委員会委員 第4条第5項(2行目)
- ・運営委員会委員 第4条第4項(改訂)
- ・運営委員会委員 第5条第2項(改訂)
- ・運営委員会委員 第6条(削除)
- ・運営委員会委員 第7条第3・4・5項(改訂・削除)
- ・運営委員会委員 第8条第2項(1～2行目)
- ・運営委員会委員 第9条第2項(改訂)
- ・能力開発専門委員会 第1条(2行目)
- ・能力開発専門委員会 第1条(4行目)
- ・能力開発専門委員会 第3条第1項(1行目)
- ・能力開発専門委員会 第3条第1項(2～3行目)
- ・能力開発専門委員会 第3条第3項(2行目)
- ・能力開発専門委員会 附則5(2行目)
- ・広報・Web専門委員会 第1条(2行目)
- ・広報・Web専門委員会 第1条(4行目)
- ・広報・Web専門委員会 第3条第1項(1行目)
- ・広報・Web専門委員会 第3条第1項(3行目)
- ・広報・Web専門委員会 第3条第3項(2行目)
- ・運営委員長館申し合わせ事項 第1項、第2項
- ・専門委員会主査申し合わせ事項 第1項、第2項